

株式会社カインズと包括連携に関する協定を締結します

本庄市は、地域の発展及び市民サービスの向上を図るため、株式会社カインズと「包括連携に関する協定」の締結を行い、協働による活動を推進します。



【協定について】

目 的 本庄市と株式会社カインズが緊密な相互連携と相互の資源を有効に活用し、地域のニーズに迅速かつ的確に対応し、地域の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

内 容

- （１）シティプロモーションにかかる事業に関すること
- （２）まちづくり、地域の活性化に関すること
- （３）防災、災害対応に関すること
- （４）地域・くらしの安全・安心に関すること
- （５）脱炭素・資源循環など環境に関すること
- （６）子育て支援、子ども・青少年育成に関すること
- （７）健康増進に関すること
- （８）文化・スポーツに関すること
- （９）その他地域の発展及び市民サービスの向上に関すること

【締結式について】

日 時：10月11日（金） 午前10時～

会 場：本庄市役所3階庁議室

締結先：株式会社カインズ

※取材を希望される場合は、10月8日（火）午後5時までに別紙1）取材申込書でお申し込みください。

○添付資料 包括連携に関する協定書 1部

問合せ先

○本件記事に関すること 市民生活部 市民活動推進課 担当：真下

電話：0495（25）1118

○広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：飯塚

電話：0495（25）1155

FAX送信票

取材申込書

令和6年 月 日

宛	本庄市役所 市民生活部 市民活動推進課 行
先	FAX 0495-22-0602

10月11日(金)

本庄市と株式会社カインズとの包括連携に関する
協定締結式の取材を申し込みます。

社 名	
ご担当者名	
人 数	
連絡先（電話）	

※ 10月8日(火)17時までにお申し込みください。

【担当】

本庄市役所 市民活動推進課
担当：真下
電話：0495-25-1118（直通）

本庄市と株式会社カインズとの包括連携に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と相互の資源を有効に活用し、地域のニーズに迅速かつ的確に対応し、地域の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- （1）シティプロモーションにかかる事業に関すること
- （2）まちづくり、地域の活性化に関すること
- （3）防災、災害対応に関すること
- （4）地域・くらしの安全・安心に関すること
- （5）脱炭素・資源循環など環境に関すること
- （6）子育て支援、子ども・青少年育成に関すること
- （7）健康増進に関すること
- （8）文化・スポーツに関すること
- （9）その他地域の発展及び市民サービスの向上に関すること

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて、協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は本協定に基づく連携にあたり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩せず、また、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容について変更の申し出があつ

たときは、その都度協議を行い、双方が合意の上、その変更を行うものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、有効期間が満了する日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び内容に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を所有するものとする。

令和6年10月11日

甲 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市

本庄市長 吉 田 信 解

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

株式会社カインズ

代表取締役社長 CEO 高 家 正 行